

二級河川周参見川水系河川整備基本方針

令和5年3月

和歌山県

－ 目 次 －

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
①洪水、津波、高潮その他の天然現象による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3
②河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
③河川環境の整備と保全に関する事項	4
④河川の維持管理に関する事項	4
2. 河川の整備の基本となる事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6
(参考図) 周参見川水系図	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

周参見川は、その源を重善嶽（標高 607.8m）に発し、小河内川や沼田谷川などの支川を合わせながら西に流下し、河口部において太間川を合わせて紀州灘に注ぐ、幹川流路延長約 20km、流域面積約 60km²の二級河川である。

周参見川流域は、全域がすさみ町に位置し、土地利用状況は、山地が約 94%を占めており、水田・畑と宅地がそれぞれ約 2%となっている。

すさみ町の総人口は約 3,600 人（高齢化率約 49%）、産業別就業者数の割合は、第三次産業が約 68%で最も多く、次いで第二次産業が約 21%、第一次産業が約 10%となっている。世界遺産である「熊野古道大辺路長井坂」や日本ジオパークに認定されている「南紀熊野ジオパーク」など、豊かな自然景観に恵まれており、観光業が盛んである。

下流域に広がる平地には、行政機関や公共的施設が集積し、地域の中心地となっている。また、周参見川沿いには、主要地方道すさみ古座線が並走し、下流では、紀勢自動車道すさみ IC や JR 紀勢本線周参見駅、国道 42 号が通る等、交通の要衝となっている。

地形は、北部を重善嶽が連ねる標高 400m～600m 程度の大塔山地、南部を標高 300m～500m 程度の峯ノ山山地に囲まれ、上流から中流にかけては谷底平野が、下流は小規模な自然堤防がみられる三角州平野が形成されている。河床勾配は、上流で 1/50 程度、中流で 1/190 程度、下流で 1/240 程度となっている。

地質は、四万十帯の牟婁層群を主体とし、主に砂岩と砂岩・泥岩の互層から構成され、部分的に泥岩、礫岩がみられる。流域近傍に位置するオン崎の波食棚では、付加体を特徴付ける逆断層を確認することができる。

気候は、南海気候区に属し、年平均気温は約 17℃と黒潮の影響を受けて温暖である。また、年平均降水量は約 2,200mm であり、日本の平均（約 1,700mm）の約 1.3 倍となる多雨地帯である。

生態系について、上流（曲里頭首工より上流）では、大部分が森林で占められ、集落や耕作地は河川沿いの段丘部や谷底平野に点在する程度であり、流水は非常に清らかで澄んだものとなっている。河道は、谷地形に沿って湾曲が連続した掘込河道で、河床は主に巨礫で構成されて、所々に露岩している場所もある。

河川沿いにはスギ植林が多く見られ、魚類では、カワムツ、ルリヨシノボリ、ニホンウナギ等が、底生動物では、ウスバガガンボ属やキボシツブゲンゴロウ等が、鳥類では、ホトトギスやアオゲラ等が確認されている。

中流（病院前頭首工～曲里頭首工）では、河川沿いは主に耕作地として利用され、河道に

農業用水取水目的の横断工作物が設置されている。河道は主に築堤河道で、湾曲部には寄り州や局所的な淵が形成され、河床は主に砂礫で構成されている。

河道内の寄り州にススキが多く確認されており、魚類では、アユ、ギギ、ドジョウ等が、底生動物では、シロハラコカゲロウ等が、鳥類では、イカルチドリ等が確認されている。

下流（河口～病院前頭首工）は汽水域となっており、河道は、直線状の築堤河道で、河床は砂や砂礫で構成されている。

河道内の寄り洲にツルヨシが多く確認されており、魚類では、アユ、カマキリ、ルリヨシノボリ等の回遊魚の他、ボラ等の汽水・海水魚が、底生動物では、カワゴカイ属、フネアマガイ、カワスナガニ等が、鳥類では、ミサゴやイカルチドリ等が確認されている。

流域内には、県自然環境保全地域に指定されている「琴の滝」や、すさみ八景に選ばれている「雫の滝」などの景勝地がある。海岸線沿いは、「吉野熊野国立公園」や「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、河口には、国の天然記念物に指定されている「いなづまじまだんちせいしよくぶつぐんらく稲積島暖地性植物群落」があるなど、豊かな自然に恵まれている。

流域では、明治 22 年（1889 年）8 月豪雨や昭和 24 年（1949 年）7 月台風などにより、堤防決壊等を伴う甚大な被害が発生している。

周参見川の治水事業は、昭和 29 年（1954 年）から昭和 40 年（1965 年）の間に、局部改良事業として堤防整備が行われ、それ以降も県単独事業等により整備が行われている。

しかしながら、昭和 57 年（1982 年）7 月台風 10 号（床上浸水 6 戸、床下浸水 80 戸）、同年（1982 年）8 月台風 11 号（床上浸水 10 戸、床下浸水 77 戸）、昭和 63 年（1988 年）9 月豪雨（床下浸水 47 戸）、平成 13 年（2001 年）8 月台風 11 号（床下浸水 6 戸）、平成 23 年（2011 年）9 月台風 12 号（床下浸水 11 戸）等、浸水被害が発生していることに加え、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化していることから、河川管理者の氾濫対策のみならず、あらゆる関係者が連動して、流域全体で水災害を軽減する「流域治水」を推進する必要がある。

河川水は、昭和 38 年（1963 年）頃は上水道として取水されていたが、現在は、農業用水として利用されているのみである。取水堰等の横断工作物が多く設置されているが、近年、渇水による被害は報告されていない。また、河川空間の利用については、砂の川遊泳場は、子供達の川遊びスポットとして利用されており、上流では、廃校となった小学校を拠点としたリバートレッキングの場として利用されている。また、支川の広瀬溪谷は、遊歩道が整備されており、連続する滝と清々しい溪谷の自然環境を体験することができる空間となっている。

水質については、環境基本法による類型指定は行われていないが、病院前頭首工の上流側で経年的に観測されている水質調査によると、環境基準 A 類型相当となっている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対し、生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。

周参見川水系では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策「流域治水」を推進する。

また、流域及び河川の現状を踏まえ、「雫の滝」などに代表される周参見川の自然豊かな環境と河川景観、歴史や文化を保全・継承するとともに、良好な水質や人々に親しまれる「砂の川遊泳場」など河川空間を維持していく。

このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、水害発生の状況、河川の利用状況、流域の産業や土地利用状況、流域の歴史や文化、河川環境の保全等を考慮し、また、既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、流域のあらゆる関係者と一体となって、河川の総合的な保全と利用を図る。

①洪水、津波、高潮その他の天然現象による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、過去の浸水被害等を踏まえた年超過確率 1/30 規模に気候変動の影響を考慮した降雨による洪水から、沿川地域を防御するため、自然環境に配慮しながら、河道掘削や築堤等を進め、治水安全度の向上を図る。また、堤防の点検を行い、必要な場合、堤防の安全確保のための強化対策を実施する。

計画を上回る規模の洪水や整備途上の途中段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、流域全体のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な治水対策により、被害の最小化を目指す。具体的には、氾濫をできるだけ防ぎ、浸水被害を減らすため、流域内の水田等の分布状況を踏まえ、雨水の貯留や遊水機能の治水効果を評価・共有することで、流域の貯留対策を促進するとともに、森林における水源のかん養機能等の維持の重要性を踏まえ、関係機関と連携し、森林の保全に努める。

また、流域において、水災害リスクや地域特性を踏まえた土地利用が図られ、被害対象を減少させる取り組みが着実に推進されるよう、浸水想定情報の充実を図る。

さらに、被害の軽減や早期復旧・復興に向けて、河川情報の収集・発信においても、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する。また、洪水ハザードマップの作成や水防体制の維持・強化を支援するとともに、関係機関や地域住民と連携し、洪水時の避難警戒体制の充実を図る。

加えて、高潮や南海トラフ地震、それによる津波についても、関係機関と連携し、必要に応じて対策を講じる。

②河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携し、農業用水の利用実態を把握することで、効率的な水利用を促進するとともに、良好な水質や景観等が維持されるように努める。

③河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水を含めた総合的な検討を実施し、流域的な視点から関係機関と協力して河川全体としての調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

上流・中流では、森林と河川の環境の両方に依存する動物の生育環境維持のため、縦断方向の連続性の保全や、滝や淵・早瀬の溪流環境の保全、自然な水際線および川に接する山林の保全に努める。

下流（汽水域）では、多様な魚類が生育する環境の保全、アユの産卵場となる早瀬の保全に努める。

また、河川整備にあたり、河道の掘削等を伴う際は、適切な技術的知見に基づき、掘削方法や掘削範囲を精査する等、生態系への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じて代替措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。なお、河川環境に関する事前調査やモニタリングを適切に行い、結果を河川整備や維持管理に反映させる。

④河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮させるよう河床変動等にも留意しながら浚渫や樹木伐採を実施し、適切な管理に努める。

なお、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2. 河川の整備の基本となる事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

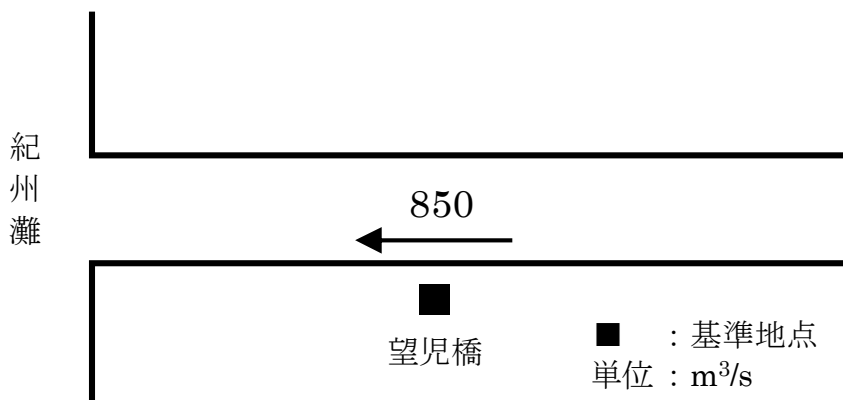
基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績や、洪水防御地の人口・資産状況等の社会経済的重要性、県内バランスを検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点（望見橋^{ぼうえい}）において $850\text{m}^3/\text{s}$ とし、この全量を河道により流下させる。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
周参見川	望見橋	850	0	850

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

周参見川における計画高水流量は、基準地点（望見橋）において、 $850\text{m}^3/\text{s}$ とする。



周参見川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

周参見川における主要な地点の計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
周参見川	望見橋	0.96	5.36	60

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

周参見川における既得水利権は、慣行水利権としての農業用水のみである。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況や取水実態等を明らかにし、水質や動植物の生息・生育、景観等の観点から総合的に検討した上で決定するものとする。



(参考図) 周参見川水系図